

2018年3月16日

日本郵便株式会社

青い鳥郵便葉書の無償配付

日本郵便株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 横山 邦男）は、重度の身体障がい者及び重度の知的障がい者で、受付期間内にご希望いただいた方に「青い鳥郵便葉書」を無償で配付します。

「青い鳥郵便葉書」は、青い鳥をデザインしたオリジナル封筒に通常はがき 20 枚を封入したものです。

「青い鳥郵便葉書の無償配付」は、1976（昭和 51）年度に当時の厚生省が提唱していた「身体障害者福祉強調運動」に合わせ、身体障がい者及び知的障がい者の福祉に対する国民の理解と認識をさらに深めることを目的とし実施して以来、社会貢献のための取組の一つとして継続しています。

1 配付の対象

- (1) 重度の身体障がい者
1 級又は 2 級の方
- (2) 重度の知的障がい者
療育手帳に「A」（又は 1 度、2 度）の表記がある方

2 受付期間

2018 年 4 月 2 日（月）から同年 5 月 31 日（木）まで

3 配付期間

2018 年 4 月 20 日（金）から同年 5 月 31 日（木）まで

4 配付葉書

通常郵便葉書（無地、インクジェット紙又はくぼみ入り^(注)）
通常郵便葉書胡蝶箋（無地又はインクジェット紙）

5 配付枚数

お一人につき上記配付葉書の中からいずれか 1 種類を 20 枚

6 お申出方法

- (1) 窓口でのお申出方法
窓口で配付の希望をお申し出いただく場合は、最寄りの郵便局（簡易郵便局を除きます。以下同じとします。）に身体障害者手帳又は療育手帳をご提示いただいた上、「青い鳥郵便葉書配付申込書」（別紙）に必要事項をご記入の上、ご提出ください。
なお、代人によるご提出も可能です。
お申込みに必要な用紙は、郵便局の窓口へ備え置いています。
- (2) 郵送でのお申出方法
郵送により配付の希望をお申し出いただく場合は、適宜の用紙に、別紙と同等の内容を記入して最寄りの郵便局に郵送してください。